

◎新潟県告示第932号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大面休猟区

(1) 区域

三条市大字吉野屋地内の県道大面保内線と旧三条市と旧栄町との境界線の交点を起点とし、ここから同境界を東に進み、旧三条市と旧栄町と旧下田村の境界点に至る。ここから旧栄町と旧下田村との境界を南に進み、三条市と見附市との境界に至る。ここから同境界を南西に約3,600m進み、さらに北西に進み、県道長岡見附三条線に至る。ここから同県道を北東に進み、市道大面6号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、県道駒入北潟線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、市道北潟18号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、県道大面保内線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,245ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

2 二宮休猟区

(1) 区域

佐渡市窪田地内の市道二宮370号線と市道二宮幹線8号との交点を起点とし、同市道を北西に進み、森林基幹道国仲北線との交点に至る。ここから同森林基幹道を北に進み、森林管理道青野本線との交点に至る。ここから同森林管理道を北西に進み、県道白雲台乙和池相川線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、更に北東に進み、旧佐和田町と旧金井町の境界線（通称地獄谷）に至る。ここから同境界線を南に進み、石田川との交点に至る。ここから石田川右岸を下流に進み、森林管理道地獄谷線との交点に至る。ここから同森林管理道を南へ進み森林基幹道国仲北線との交点に至る。ここから同森林基幹道を東に進み、市道平清水1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道妙照寺佐和田線との交点に至る。ここから同県道を南に、そして西に、更に南に進み、市道二宮幹線18号との交点に至る。ここから同市道を南に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を横断し、市道八幡幹線6号と接する地点に至る。ここから同市道を南に進み、市道八幡96号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み、市道二宮370号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,223ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

3 赤泊休猟区

(1) 区域

佐渡市上川茂地内の主要地方道佐渡縦貫線と県道両津真野赤泊線と交差する地点を起点とし、県道両津真野赤泊線を東に進み、更に南に進み、徳和集落を経て主要地方道佐渡一周線との交点に至り、同主要地方道を横断し日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際を南西に進み、浦津、赤泊、真浦、柳沢、南新保、杉野浦、赤岩、野崎の各集落を経て、大泊集落に至る。ここから北に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。同地方道を横断し、森林基幹道笠取線との交点に至る。ここから同森林基幹道を北に進み、さらに北東に進み、森林管理道上浦線との交点に至る。ここから同森林管理道を北東に進み、旧羽茂町と旧赤泊村との旧町村境界を経て、市道下川茂10号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道赤泊1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、森林基幹道笠取線との交点に至る。ここから同林道を北東に進み、市道赤泊1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから同地方道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,798ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで

4 岩谷口虫崎休猟区

(1) 区域

佐渡市岩谷口地内の大河内川河口右岸を起点とし、日本海波打ち際に沿って北東に進み、真更川河口に至る。ここから真更川右岸に沿って南東に進み、主要地方道佐渡一周線と接する地点に至る。ここから同地方道を北西に進み、市道海府幹線4号との交点に至る。ここから同市道を東に進み、北小浦地内で主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同地方道を横断し、日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際に沿って南に進み、虫崎集落を経て、黒姫川河口に至る。ここから黒姫川の左岸に沿って西に進み、市道黒姫3号線と接する地点に至る。ここから同市道を北西に進み旧両津市と旧相川町との旧市町境界線を経て、市道黒岩線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同地方道を北東に進み、大河内川と接する地点に至る。ここから大河内川右岸を下り、起点に至る内部一円とする。

(2) 面積

2,589ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年10月15日から平成32年10月14日まで